**※重要：取り扱い厳重注意　＊コピー・FAX・電子化（PDF化）を禁止します。**

年　　月　　日

四日市市三栄町3-14カタオカビル6階

一般社団法人四日市青年会議所

専務理事　　稲垣　雄介　様

一般社団法人四日市青年会議所

委員会

委員長

**個人（事業主）発注に伴うマイナンバーの提出について**

一般社団法人四日市青年会議所の個人（事業主）に対する発注につきましては、

源泉所得税の発生に伴い、以下の通り個人（事業主）のマイナンバーを提出いたします。

事業名　　　 ：

事業実施日　 ：

個人（事業主）：

個人のマイナンバー（個人：12桁）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※ご記入いただいたマイナンバーは一般社団法人四日市青年会議所事務局にて管理し、税務書類作成事務で使用の上、税務署へ提出し、法定保存年限後、破棄いたします。

|  |
| --- |
|  |

1. **マイナンバーは、講師等出演依頼承諾書の署名時に、利用目的（税務書類作成事務の為）を告げた上で、個人番号カード等による本人確認を行い、契約者様本人からいただいてください。**
2. **マイナンバーは、個人情報です。本状は手書きでご記入頂き、コピー・FAX・データ化してはいけません。紙原本のみ取り扱いし、議案書上に反映してはいけません。**
3. **取得したマイナンバーが漏洩した場合や目的外の使用があった場合には、法律による罰則規定等があります。厳重に注意して取り扱いください。**
4. **委員長は本状を取得した際には、直ちに封筒に入れ、封をした状態で一般社団法人四日市青年会議所事務局へ提出してください。他のメンバーに本状記載内容を見せてはいけません。**